

福岡市 J-クレジット活用事業 仕様書

この仕様書は、福岡市 J-クレジット活用事業（以下「本事業」という。）の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「協働事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業名

福岡市 J-クレジット活用事業

2. 事業目的

福岡市は、世界や日本がめざすカーボンニュートラルに積極的に貢献するため、国の目標よりも 10 年早い「2040 年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ」を掲げており目標の実現に向けて、市の CO₂ 排出量の約 25% を占める家庭部門において、省エネルギー性能の高い設備の導入、徹底的なエネルギー管理の実施、自家消費型のシステム導入を推進するため、設置費の一部を助成する事業（福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業等）を実施している。

本事業は、これまで未活用であった、補助対象設備の CO₂ 排出削減から生まれる環境価値をクレジット化し、売却して得た収益を原資として、更なる脱炭素化推進を図ることを目的とする。

3. 協定の締結

協働事業者は本事業の実施について、市と「福岡市 J-クレジット活用事業に係る協定」（以下、「協定」とする）を締結する。

4. 事業内容

協働事業者は、次の内容について実施すること。

- (1) 協働事業者は、家庭用蓄電池や高効率給湯器、家庭用燃料電池、EV 等の導入で生まれた CO₂ 削減量を他の企業等との間で取引可能なクレジットとして発行する J-クレジット創出プログラム（以下、創出プログラムという。）を提供すること。
- (2) 創出プログラムは、脱炭素活動に取り組む市民（以下、賛同者という。）がプロジェクトへ賛同することにより、J-クレジットの創出及び売買を支援するサービスであること。
- (3) 協働事業者は、賛同者の情報（設備情報及び自家消費量等）を取りまとめ、原則年に一度 J-クレジットの認証申請を行い、創出した J-クレジットを売却して得られた収益の一部を市へ還元すること。

5. 事業の実施時期（目安）

- ・ J-クレジット創出（登録申請から認証・発行まで）・・・令和8年度より開始
原則年度ごとに一回、その他市との協議で定める時期
- ・ 収益還元・・・令和9年度より開始、以降、認証対象期間（8年を想定）は収益還元を行う。還元方法は別途、市との協議で定めるものとする。

6. 協定の締結期間

協定の締結期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。

なお、令和11年4月1日以降も、創出したJ-クレジットの認証対象期間中は収益還元を実施すること。

7. 協働事業者が行う業務内容

(1) 実施体制の構築及び統括責任者の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
- イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、業務管理について責任を負える者を選任すること。

(2) 事業スケジュールの策定

事業スケジュールを作成すること。

(3) J-クレジット創出プログラムの策定

協働事業者は、本市補助事業（家庭用蓄電池や高効率給湯器、家庭用燃料電池、EV等の導入支援）で生まれたCO₂削減量を他の企業等との間で取引可能なクレジットとして発行するJ-クレジット創出プログラムを策定すること。

(4) データ管理

市がとりまとめたプログラム賛同者の情報の提供を受け、J-クレジット創出プログラムへ反映すること。

(5) J-クレジットの創出

協働事業者は、以下順序に沿って、J-クレジット認証手続きを行うこと。

- ① プロジェクト計画書の作成・登録申請
- ② 審査・承認
- ③ プロジェクト登録
- ④ モニタリング報告書の作成・認証申請
- ⑤ 検証・承認
- ⑥ J-クレジットの認証・発行

(6) J-クレジットの売却及び収益還元額

福岡市への収益還元額は、本事業により認証・発行されたJ-クレジットが、協働事業者が提案した単価で全量売却された場合の金額に基づき算定すること。なお、福岡市分のクレジット売却量を客観的に福岡市へ示せる場合に限り、実績を元にした収益還元額について協議できるものとする。また、J-クレジット認証対象期間（8年間）において、賛同者が設備を処分した場合は、賛同者から福岡市への報告を基に把握するものとする。

(7) ライセンス契約及び著作権

ア ライセンス契約

(ア) システムの稼働に必要なソフトウェアのライセンス（使用許諾）の取得は、全て協働事業者の責任と負担において行うこと。なお、使用許諾に期限（月ごとのライセンス等）がある場合は、協定期間の満了日まで有効なライセンスを取得すること。また、協定期間が延長された場合は、ライセンスの延長など必要な措置を実施すること。

(イ) 全てのライセンス契約について、必要な権利の登録作業を行うこと。

イ 著作権

(ア) 本事業における業務等により、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、協働事業者の責任と負担において一切を処理すること。

(イ) 市は本事業の実施に伴い発生する著作権（財産権）（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）については、原則として著作者の許可を得ず、無償で行使することができることとする。

ウ その他の情報セキュリティ対策

打合せ等の際に、市に提供するデータや記録媒体については、必ずウイルスチェックを行うこと。その他、情報セキュリティの確保については、市の指示に従うこと。

(8) 問い合わせ対応

ア 問い合わせ及び苦情へ対応するための窓口の設置及び対応を行うこと。

イ 窓口で問い合わせ及び苦情に対応する者への研修を行うこと。

ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

エ 市に対する問い合わせ及び苦情があった場合の対応を行うこと。なお、問い合わせ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、市へ報告、引継ぎを行うこと。

オ 窓口以外の問い合わせ及び苦情について対応すること。

カ 窓口業務の実施に当たっては、責任者を選任すること。責任者は、業務を主導する立場として、窓口事業に従事した経験があること。

(9) 事業実施の経費

本事業に要する経費は、協働事業者の責任において負担すること。

8. 実績報告書の提出

協働事業者は、次の事項について、以下の期日までに市に提出すること。

(1) 令和9年3月31日（水）まで（次年度以降も、3月31日までとする）

- ・実績報告書

（事業の実施状況、クレジット創出・売却実績、排出削減量の実績等）

- ・アンケート調査の結果等

9. その他

(1) 協働事業者は、業務の履行にあたり、定期的に、また業務の進捗状況に応じ、市と必要な協議等を行うこと。

(2) 協働事業者は、本業務の準備状況及び進捗状況について市に随時報告すること。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、協働事業者は直ちに市と協議を行い、その指示に従うこと。